平成２４年（フ）第４４０号
埼玉県春日部市備後西３丁目３番８号　メゾンミナミ102号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
埼玉県草加市谷塚２丁目２番７―302号
債務者　らーめん八海こと　佐藤　利郎
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番10―710号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目11番10―1004号
債務者　馬上　君江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
埼玉県飯能市新町32番10号　メゾネットＳＤ―Ａ１
債務者　諸井　清吉
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４３号
埼玉県坂戸市本町13番27号　ソフィア坂戸ラフィーネ310号室
債務者　田中　正男
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９７号
埼玉県川越市南台２丁目１番地76
債務者　埴原　英明
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６００号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3955番地39
債務者　遠藤　稔
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０２号
埼玉県川越市六軒町１丁目11番地８矢島コーポ108号室
債務者　グダルジ　モハマド　メッディ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４号
北海道士別市東４条７丁目５番地　リリーハイツＨ
債務者　平良　翔一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道枝幸郡枝幸町歌登大奮32番地
債務者　向井地理恵（旧姓西）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１９４号
群馬県安中市安中1723番地　米山団地62Ｃ―２棟401号
債務者　黒澤　堅吾
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１９号
群馬県高崎市吉井町小暮707番地２
債務者　鈴木　誠次
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４８５号
埼玉県坂戸市泉町３丁目９番地４　ビーメゾン小松202号室、前住所奈良県大和高田市蔵之宮町９番22号
債務者　西川　嘉人
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５９６号
埼玉県坂戸市三光町３番27号、前住所山形県酒田市亀ケ崎５丁目７番53号
債務者　横倉　忠光
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１２号
埼玉県入間市豊岡１丁目４番30号　キャッスル801
債務者　花森　悟
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１３号
埼玉県入間市豊岡１丁目５番10号　リュ・プリザン302
債務者　花森　典子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３３号
千葉県旭市江ケ崎1470番地　池の端住宅26号
債務者　伊東　春江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係